平成２３年（フ）第３３７２号
札幌市北区屯田８条12丁目８番14号
債務者　大西　民子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３３９１号
札幌市手稲区富丘２条５丁目３番17号　25ハイツ１号
債務者　神田　早苗
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４１２号
札幌市手稲区富丘５条４丁目13番32号　第５コーポふじ102号
債務者　及川　妙子（旧姓奥村・西村）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３４３８号
札幌市南区川沿13条２丁目２番15号　井内ハイデンス106号
債務者　池田　　勲
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３５４３号
札幌市西区発寒２条３丁目４番23号　発寒２条クラブハウス103号
債務者　植田　直康
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第２６号
北海道名寄市字内淵84番地
債務者　小平　拓也
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
旭川地方裁判所名寄支部

平成２３年（フ）第６２号
岩手県奥州市水沢区字日高西23番地グリーンパーク日高Ｆ棟107号室、旧住所岩手県奥州市水沢区字造道101番地３
債務者　菊池　壽子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
盛岡地方裁判所水沢支部

平成２３年（フ）第４２２号
群馬県藤岡市藤岡882番地
債務者　小針　展江
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第４３８号
群馬県高崎市上佐野町413番地３
債務者　小金澤幸一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２３年（フ）第５０３号
埼玉県大里郡寄居町大字牟礼1456番地８
債務者　林　　芳晴
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５３４号
埼玉県羽生市大字上岩瀬87番地３
債務者　宮越まゆみ
1　決定年月日時　平成24年１月12日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２３年（フ）第５２２号
静岡県沼津市下香貫木ノ宮831番地の３
債務者　柴原　淳一
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第５３７号
静岡県熱海市桜町16番30号
債務者　大武由絵里（旧姓須藤）
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２３年（フ）第９４号
京都府船井郡京丹波町蒲生野口50―４、住民票上の住所京都府船井郡京丹波町下山野丸８番地３
債務者　宮本　育子
1　決定年月日時　平成24年１月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月７日まで
京都地方裁判所園部支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
北海道滝川市一の坂町東３丁目８番１―111号　一の坂団地
債務者　中村　昭弘
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
札幌地方裁判所滝川支部破産係

平成２４年（フ）第１号
北海道久遠郡せたな町大成区都186番地２
債務者　阿部　智幸
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
函館地方裁判所江差支部

平成２３年（フ）第４６２号
盛岡市北松園３丁目28番７号
債務者　三沢　悌子
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第６７９号
神奈川県厚木市愛甲854番地１　メゾンとみづか103
債務者　福室　　学
1　決定年月日時　平成24年１月12日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月８日まで
横浜地方裁判所小田原支部民事部